

# 長崎県立虹の原特別支援学校高等部対馬分教室同窓会会則

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称と事務局)

本会を長崎県立虹の原特別支援学校高等部対馬分教室同窓会と称し、事務局を長崎県対馬市厳原町東里120長崎県立虹の原特別支援学校高等部対馬分教室におく。

### 第2条 (目 的)

本会は会員相互の親睦と高等部対馬分教室の発展に寄与することを目的とする。

### 第3条 (事 業)

- 1 本会は前条の目的を達成するために、年1回同窓会総会及び親睦会を行う。同窓会総会は8月の第1週目の日曜日に実施することを基本とする。
- 2 必要に応じて事務局から同窓会通信を発行する。
- 3 事業に係る費用は会費からの支出を基本とする。

## 第2章 会 員

### 第4条 (会員の種類)

本会は次に掲げる者をもって組織する。

- 1 正会員 長崎県立虹の原特別支援学校高等部対馬分教室を卒業した者（高等部対馬地区訪問教室、訪問教育対馬地区を卒業した者を含む）
- 2 準会員 長崎県立虹の原特別支援学校（本校）を卒業した者で入会を希望する者
- 3 賛助会員 正会員・準会員の保護者及び高等部対馬分教室現職員、旧職員（対馬地区訪問教室及び対馬地区訪問教育担当で勤務した者を含む）

## 第3章 役 員

### 第5条 (役 員)

本会に次の役員をおく。

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 1 会長（正会員） 1名         | 2 副会長（正会員） 1名    |
| 3 会計 1名（高等部対馬分教室部主事） | 4 監査 1名（正会員の保護者） |

### 第6条 (役員を選出)

- 1 役員のうち会長・副会長については、正会員の中から互選によって選出する。
- 2 役員はすべて同窓会総会において承認を必要とする。

### 第7条 (役員任期)

役員任期は、承認を受けた同窓会総会後から次年度の同窓会総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 会 計

### 第8条 (会 費)

- 1 会費は卒業時に入会金として正会員からのみ徴収しその額は2,000円（終身）とする。会費は通信費、同窓会運営費等に充てる。（平成30年度以前の卒業生及び準会員で入会を希望する者については、入会時に入会金を徴収する。）
- 2 会費の支出の取り扱い、管理等は会計の高等部対馬分教室部主事が行う。

### 【申し合わせ事項】

- 1 会長は、必要に応じて役員を招集することができる。
- 2 同窓会開催時に徴収する参加費の残金は、本会の会計へ入金する。
- 3 正会員及び賛助会員は、住所・氏名・進路先等に異動が生じた場合は事務局へ届ける。

### 附 則

- 1 本会則は、令和2年2月3日から施行する。